

団体名	千葉県市民オンブズマン連絡会議	都道府県名	千葉県
所在地	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル3階 渚法律事務所内		
電話	043-202-8280	F A X	043-202-8277
Eメール	<a href="mailto:yoshio@nagisa-law.jp">yoshio@nagisa-law.jp</a> <a href="mailto:fujisakir@sky.email.ne.jp">fujisakir@sky.email.ne.jp</a>	ホームページ	<a href="http://www.geocities.jp/ombuds-chibaken">http://www.geocities.jp/ombuds-chibaken</a>
代表者	廣瀬 理夫	報告者	藤崎 良次
結成年月日	1995年10月1日	会員数	約20
		年会費	¥5000(個人)、 ¥10000(団体)
組織の状況(会議の頻度・案内方法・会計状況)・特徴 拡大幹事会を月に一度開催、案内はEメール。活動費は会費、カンパを充当。その他、テーマごとに会合を必要に応じ都度開催している。			
活動を始めてから 情報公開請求件数 (地方) (国・県) 住民監査請求件数	情報公開請求件数 地方：多数あり 県：多数あり 国：15件程度 住民監査請求件数：多数あり		
裁判の記録 情報公開訴訟件数 住民訴訟件数 その他	情報公開訴訟件数：県内各地のオンブズマンを含め件数は10件程度 住民訴訟件数：同上47件程度 「千葉県知事の談合の賠償金軽減」について 2017年8月、千葉地裁に提訴した。		
(この1年間の活動)			
1) 定期総会の開催 6月2日に総会を行い、活動のまとめ、役員決定、活動方針の決定などを行った。昨年に引き続き、会の代表者を複数にして訴訟活動に対応できるように、副代表幹事制度にしている。			
2) 千葉県議会政務活動費違法支出への取組 千葉県議延べ16人の海外視察に充てられた2015年度の政務活動費(計約689万円)に対し、2017年4月に地裁へ住民訴訟を提起した。現在、地裁にて引き続き訴訟中である。			
3) 山武地区の談合 公正取引委員会は、千葉県が発注した山武地区の土木工事について、業者20社に2.23億円の課徴金納付を命じた(2014年2月3日)。しかし、県議会には賠償金軽減の請願が出され2016年3月17日に採択され、知事は賠償額の60%減額と10年分割払いの議案を提出し同12月に可決された。このため、2017年5月に住民監査請求を提出し、その後8月に住民訴訟を提起した。現在、地裁にて引き続き訴訟中である。			
4) 消防デジタル無線の談合事件 県内関係各自治体に情報開示請求を行い、契約書、仕様書、開札調書、(一部自治体は違約金受領書)を入手している。千葉県、習志野市、野田市、銚子市は違約金を契約相手に請求し支払われた。その他の消防本部は各地の動向を見守っている。富士通ゼネラルは公取委の命令取り消し訴訟に入っているため、その動向を監視している。			
5) 千葉県内の自治体の情報公開制度は、低水準と言わざるを得ない。千葉県の開示決定までの日数は30日であり、鹿児島県と同じであるが、全国の大半の自治体が14日又は15日である。			
6) これまでと同様に、市民からの各種相談への取組を行っている。具体的には、県議会の質問の形骸化、生活保護支給停止、住民監査請求のお願い、社会福祉法人の不明朗会計、千葉県病院局の情報公開等であった。			
7) 会員の入会状況については、賛助会員1名の入会があった。今後も会員入会に努力してゆく方針である。			
8) 会員により、当会のホームページの運営をタイムリーに積極的に行っている。			
9) 外部への発行文書リストを作成し、その内容や結果も示し、今後の活動の糧としている。			
10) 県内の各団体市民オンブズマン、個人市民オンブズマンの地域活動報告を作成している。 (以上)			